

令和6年度 第3回

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料
No. 1 第2回広島県はん用機械器具等製造業

最低賃金専門部会議事要旨

P. 1

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年10月16日（水）12時58分～14時21分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長はまず前回金額提示を行わなかった使用者代表委員に最低賃金の改正について金額提示を求めた。 使用者代表委員は、「今年度4月、9月期の倒産件数が5,000件超え、あるいは5,000件に迫るといった信用調査会社のデータがあり、特に、物価高倒産は過去最多である。雇用を守るあるいは賃上げの必要性、重要性は十分に認識しているが、エネルギー、原材料の高止まりといったコストに対して適切な価格転嫁が進んでいない現状がある。使用者代表委員が所属する全国中小企業団体中央会が毎年実施している「中小企業労働事情実態調査」において、価格転嫁を実現した事業所の割合は49.9%であり、昨年から0.4%しか増加していない。さらに転嫁できた事業所のうち78.1%は30%未満の転嫁という状況があり、適切な価格転嫁が実現しないと中小・小規模事業者が賃上げ原資を十分に確保することが難しい。引上げ額の検討には、支払能力という点で大手企業ではなく中小・零細企業に視線を向けるべきと考える。一方で、消費者物価指数は充分加味すべきと思うが、首を絞めるような賃上げは難しい。他県の結審状況も検討したい。 賃上げの必要性は理解しているが、現在の賃上げは人材獲得競争で優位に立つための防衛的側面が強い。本来は、生産性向上に伴って利益を増やし、その原資を持って上げるのが理想であるが、価格転嫁が進まず、受注状況も横ばいで、急激な引上げは悪い側面の方が大きいと思われることから、慎重に検討したい。」との意見表明を行った、 金額提示について「提示額は、連合広島の賃上げにおける300人未満の企業の引上率4.53%を根拠に計算し、現在の最低賃金額1,020円にこれに乗じて46円、1,066円を提示する。」と金額提示があった。 その後、公益代表委員は、労働者代表委員及び使用者代表者委員と個別協議を行ったところ、労働者代表委員から「地域別最低賃金との優位性を担保したいことから58円を提示したい。」との金額提示があった。しかし、まだ双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。			
2 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。			

第3回 広島県機械器具製造業最低賃金専門部会

日 時 10月28日(月) 午後14時00分～

会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室

主な議題 広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について